

# 栃木市の工業

平成30年工業統計調査結果報告書



栃木市マスコットキャラクターとち介

## 栃木市

## 目 次

利用上の注意	1
--------	---

### I 結果の概要

1 県全体に占める本市の結果（従業者 4 人以上の事業所）	5
2 本市の結果概要（従業者 4 人以上の事業所）	6

### II 統計表

1 事業所数（従業者 4 人以上の事業所）	8
2 従業者数（従業者 4 人以上の事業所）	9
3 製造品出荷額等（従業者 4 人以上の事業所）	10
4 工業用地・用水統計表（従業者 30 人以上の事業所）	11
5 工業団地別統計表（従業者 4 人以上の事業所）	12
6 地域別統計表（従業者 4 人以上の事業所）	12
7 産業中分類別統計表（従業者 4 人以上の事業所）	13
8 従業者規模別統計表（従業者 4 人以上の事業所）	14

この報告書は、平成 30 年工業統計調査の結果を栃木市独自に集計したものです。

## 利 用 上 の 注 意

### 1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

### 2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施しています。

### 3. 調査日

平成 30 年 6 月 1 日

事業所数、従業者数については平成 30 年 6 月 1 日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成 29 年 1 月～12 月の実績により調査しています。

### 4. 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、「大分類 E－製造業」について、以下の全てに該当する事業所を対象としました。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ・従業者 4 人以上の事業所であること

### 5. 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、報告者の自計により行いました。

### 6. 産業分類

集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。

### 7. 統計表の項目の説明

- (1) 事業所数は、平成 30 年 6 月 1 日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数は、平成 30 年 6 月 1 日現在の数値です。従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいいます。

従業者数 = ①個人業主及び無給家族従業者 + ②有給役員  
+ 常用雇用者 (③正社員・正職員としている人  
+ ④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)) - ⑦送出者  
+ ⑧出向・派遣受入者

(3) 現金給与総額は、平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与 (期末賞与等) の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与など」の合計をいいます。

(4) 原材料使用額等は、平成 29 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額です。

(5) 製造品出荷額等は、平成 29 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

(6) 付加価値額 (粗付加価値額) は、以下の算式により算出し、表章しています。

① 従業者 30 人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)  
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)  
- (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 (\*1))  
+ 推計消費税額 (\*2) - 原材料使用額等 - 減価償却額

② 従業者 29 人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等  
- (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 (\*1))  
+ 推計消費税額 (\*2) - 原材料使用額等

\*1:平成 29 年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

\*2:推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

(7) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）は、平成29年1年間における数値であり、帳簿価額によります。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

④ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出しています。

投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減（増加額 - 減少額）

(8) 敷地面積は、平成30年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

(9) 工業用水は、事業所内で工業生産のために使用された用水の一日当たりの水量です。

## 8. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。また、数値がマイナスのものは「▲」、調査をしていないものについては「-」で表しました。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。

## 9. 本報告書における留意点

本報告書における「平成29年（事業所数、従業者数）」、「平成28年（製造品出荷額等）」の数値は、栃木県統計課「栃木県の工業〈平成29（2017）年工業統計調査結果報告書〉」を利用しています。なお、事業所数、従業者数は平成29年6月1日現在、製造品出荷額等は平成28年1年間の数値です。

10. 本報告書で用いる産業分類及び略称等

本報告書の表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおりです。

中分類番号	産業中分類	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄
24	金属製品製造業	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産機械
27	業務用機械器具製造業	業務機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	その他